

羽生市災害時協力井戸登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において供給が困難となるおそれがある生活用水（洗濯、トイレ洗浄その他の生活の用に供される水をいい、飲用水及び調理に供される水を除く。以下同じ。）を確保するため、近隣住民等に無償で提供できる井戸（以下「災害時協力井戸」という。）を登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する井戸であって、第4条第1項の規定により届出のあったものを災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、現在井戸として使用されており、今後も引き続き使用される予定のものであること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により適正に管理されているものであること。
- (3) 災害時、近隣住民等に生活用水として井戸水を無償で提供できること。

(利用条件の周知)

第3条 市長は、災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者に対し次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の協力によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 井戸水を利用して何らかの被害を受けた場合でも、市及び所有者等はその責めを負わないこと。
- (4) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合には、その指示に従うこと。
- (5) 井戸水は、生活用水として利用すること。

(登録の手続)

第4条 災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等は、羽生市災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行った上で登録するとともに、羽生市災害時協力井戸登録決定通知書（様式第2号）により、当該申出をした所有者等に通知するものとする。

（登録の期間）

第5条 災害時協力井戸の登録の期間は、前条第2項の規定により登録した日の属する年度から起算して5年とする。ただし、当該期間の満了までに第7条第1項の規定により登録が解除されない場合は、更に1年更新されるものとし、その後においても同様とする。

（登録の解除の申出）

第6条 第4条第2項の規定により登録を受けた所有者等が、当該登録を解除しようとするときは、羽生市災害時協力井戸登録解除申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の解除）

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 所有者等から前条の規定による申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、羽生市災害時協力井戸登録解除通知書（様式第4号）により、所有者等に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。